

厳しい短期財政に ご理解とご協力を

～医療機関への適正受診のお願い～

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で受診されますと、皆さんは医療費総額の3割※を支払い、残りの7割は共済組合が支払っていますが、この財源は、主として組合員の皆さんからの掛金と所属所からの負担金などをもって賄われています。

共済組合の医療給付制度は、組合員全員が給料に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担金と合わせて、いざというときに必要な医療給付を行うという助け合いの制度から成り立っており、このことによって、組合員や被扶養者の方が病気やケガをされた場合にも、その治療に要する費用が家計に著しく負担となることなく安心して医療を受けることができるわけです。しかし、本組合の医療費は毎年増加傾向にあり、大変厳しい財政状況にあります。皆さんには以下のことをご参考いただき適切な受診にご協力をお願いいたします。
※小学校就学前は2割、70歳から74歳は1割（現役並み所得者は3割）の自己負担割合となります。

1. かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、普段の健康管理や、日常的な初期の診療（風邪などの診察等）を行う、地域の診療所や医院のことです。

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

診察の結果、精密な検査や入院の必要がある場合には、適切な専門医療が受けられる病院を紹介してくれますので、自宅近くで信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。

2. 夜間や休日診療を控えましょう

夜間や休日に安易に救急指定医療機関を受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることにもなりかねません。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

普段からかかりつけ医を持っていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるかどうか、また、どんな場合には翌朝まで待てばよいのかなどの対処法も相談できます。

3. はしご受診はやめましょう

同じ病気でありながら「この医者は苦手…」などと安易な理由で医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」。医療機関変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費の無駄が生じるばかりか、体にも負担となります。

信頼できるかかりつけ医を持ち、何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談するようにしましょう。

※共済組合では、相談料・通話料無料の電話健康相談（0120-031-199）を行っております。是非ともご利用ください。